

中種子町監査委員訓令第 1 号

中種子町監査委員室処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める

令和 8 年 4 月 28 日

代表監査委員 利水 幸光



中種子町監査委員室処務規程の一部を改正する訓令

中種子町監査委員室処務規程(昭和62年監委規程第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「文書受発簿(第3号様式)に所要事項を記載し」を「文書管理システムに所要事項を入力し」に改め、同条ただし書中「受発簿の記載」を「文書管理システムの入力」に改める。

第7条を削る。

第8条第1号中「前各号」を「ア～エまで」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式 削除

附 則

この規程は、令和8年5月1日から施行する。